

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更（4件） ・道路の併用開始（3件） ・一般競争入札の参加者の資格等 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度毒物劇物取扱者試験の実施 ・一般競争入札の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得者等教育の認定機関の変更の届出（2件） ・指定講習機関の変更の届出 	<p>所管課（室）名</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p>物 品 管 理 室</p> <p>薬 務 行 政 室</p> <p>物 品 管 理 室</p> <p>運 転 免 許 管 理 課</p> <p style="text-align: center;">//</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

長崎県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道
 路 線 名 206号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市川口町7番地先から 長崎市川口町1番地先まで	前	35.8~35.9	52.4	
	後	35.8~39.0	52.4	

長崎県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道
 路線名 厳原豆酸美津島線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町久根田舎字大埜1021番1地先から 対馬市厳原町久根田舎字黒尾ノ犬1016番1地先まで	前	7.9~10.2	114.5	
	後	8.5~27.1	117.0	

長崎県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道
 路線名 202号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市大黒町2番1地先から 長崎市大黒町300番2地先まで	前	41.7~42.8	4.9	
	後	41.7~46.7	4.9	

長崎県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道
 路線名 202号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市大黒町300番1地先から 長崎市大黒町300番1地先まで	前	43.4~45.4	1.9	
	後	43.4~55.2	1.9	

長崎県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 206号	長崎市川口町7番地先から 長崎市川口町1番地先まで	令和8年5月8日

長崎県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	長崎市大黒町2番1地先から 長崎市大黒町300番2地先まで	令和8年5月8日

長崎県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	長崎市大黒町3番1地先から 長崎市大黒町300番1地先まで	令和8年5月8日

長崎県告示第318号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- 8入札第15号 移動式冷暖房機（長崎地区） 1式
- 8入札第16号 移動式冷暖房機（県央地区） 1式
- 8入札第17号 移動式冷暖房機（県北地区） 1式
- 8入札第18号 移動式冷暖房機（離島地区） 1式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年5月29日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日

定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和8年度毒物劇物取扱者試験の実施（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和8年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

1 試験の内容及び期日

筆記試験及び実地試験（実地試験は、実物鑑定ではなく、記述式により行う。）

令和8年8月4日（火）午前10時から正午まで

大型台風等の影響により試験を実施することができない場合は、令和8年8月18日（火）に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、長崎県歯科医師会館（長崎市茂里町3-19）とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。

2 試験場所

長崎県庁（長崎市尾上町3-1）

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真

受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、縦型の電子データ。

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本（住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限

る。)

(2) 受験手数料

10,500円

「長崎県電子申請システム」により、オンラインでの納付を行うこと。

※原則、申請後の手数料は返還しない。

(3) 受験願書受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とする。

(4) 受験願書提出先

「長崎県電子申請システム」より、受験願書と必要となる書類を提出すること。「長崎県電子申請システム」による提出が難しい場合は、下記7を参照すること。

5 合格発表

令和8年9月4日(金)午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。なお、試験を令和8年8月18日(火)に延期した場合は、令和8年9月18日(金)に発表する。

6 その他

(1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名(外国籍を有する者は国名)のみ記入すること。

(2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記入すること。

(3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを選択すること。

(4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

(5) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒(角2型、A4サイズが入る大きさ)に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

7 長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合は、用紙による申請を行うこと。

(1) 写真は、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの(糊付けはしないこと)を提出すること。

(2) 受験願書の受付期間は、令和8年6月8日(月)から令和8年6月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 願書の提出先は、長崎市、佐世保市及び県外に居住する受験者は長崎県福祉保健部薬務行政室、その他に居住する受験者は最寄りの県立保健所とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きの上、長崎県福祉保健部薬務行政室(〒850-8570長崎市尾上町3番1号)へ書留郵便で行うこと。

(4) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県福祉保健部薬務行政室で配布するほか、県のホームページからダウンロードすることも可能である。

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

長崎県知事 平田 研

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

8入札第15号	移動式冷暖房機(長崎地区)	1式
8入札第16号	移動式冷暖房機(県央地区)	1式
8入札第17号	移動式冷暖房機(県北地区)	1式
8入札第18号	移動式冷暖房機(離島地区)	1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年12月18日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（電話）095-895-2881
（提出期限）令和8年5月29日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和8年6月18日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和8年6月5日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階 入札室

(期日) 8入札第15号	移動式冷暖房機(長崎地区)	令和8年6月19日10時00分	開始
8入札第16号	移動式冷暖房機(県央地区)	令和8年6月19日10時20分	開始
8入札第17号	移動式冷暖房機(県北地区)	令和8年6月19日10時40分	開始
8入札第18号	移動式冷暖房機(離島地区)	令和8年6月19日11時00分	開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和8年6月18日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 代理人が入札したとき。

- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
 - (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めるとき。
 - (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Portable heating and cooling unit (Nagasaki area), One (1) set
Portable heating and cooling unit (Central Nagasaki area), One (1) set
Portable heating and cooling unit (Northern Nagasaki area), One (1) set
Portable heating and cooling unit (Remote islands area), One (1) set
 - (2) Delivery period:
December 18, 2026
 - (3) Delivery place:
As specified in the specifications
 - (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. June 18, 2026
 - (5) Date and time for the opening of tenders:
Bid No. 15, 10:00 a.m. June 19, 2026
Bid No. 16, 10:20 a.m. June 19, 2026
Bid No. 17, 10:40 a.m. June 19, 2026
Bid No. 18, 11:00 a.m. June 19, 2026
 - (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第17号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定に基づ

き、認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月8日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

	法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地
	変更後	変更前	
1	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄及び平田 彰子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄 	<ul style="list-style-type: none"> あたご自動車学校 長崎市星取一丁目1番28号
2	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 梨恵子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 和憲 	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマンスクール早岐 佐世保市早岐三丁目12番6号

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
一四一

長崎県公安委員会告示第18号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定に基づき、認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月8日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

	法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
	変更後	変更前	
1	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄及び平田 彰子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄 	<ul style="list-style-type: none"> あたご自動車学校 長崎市星取一丁目1番28号
2	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 梨恵子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 和憲 	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマンスクール早岐 佐世保市早岐三丁目12番6号

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

長崎県公安委員会告示第19号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づき、指定講習機関から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月8日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

	法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第2項に規定する特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
	変更後	変更前	
1	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄及び平田 彰子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社あたご 長崎市星取一丁目1番28号 井口 國雄 	<ul style="list-style-type: none"> あたご自動車学校 長崎市星取一丁目1番28号
2	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 梨恵子 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社佐世保自動車学校 佐世保市早岐三丁目12番6号 内海 和憲 	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマンスクール早岐 佐世保市早岐三丁目12番6号

株式会社
クイック
プリン
ト